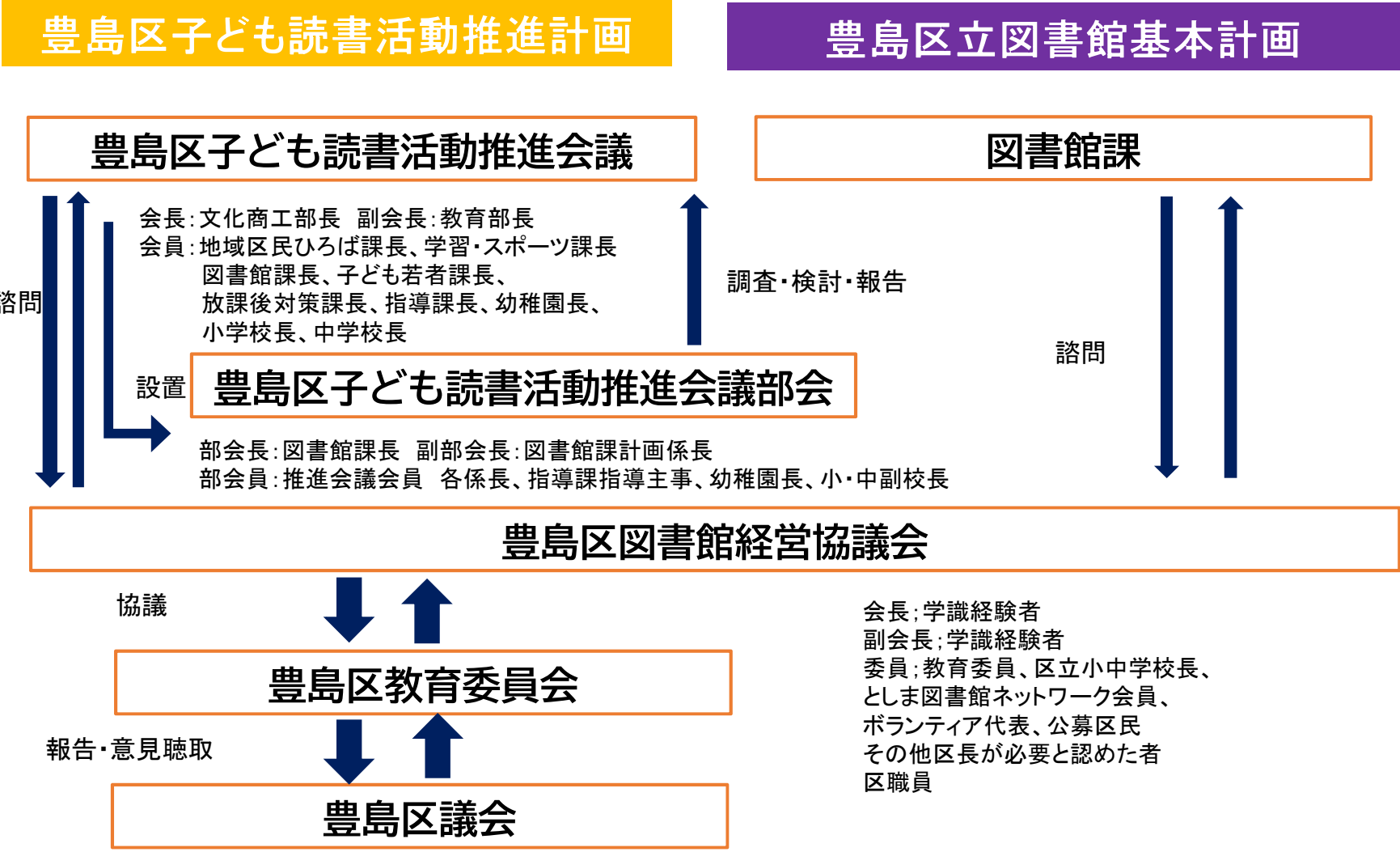


豊島区子ども読書活動推進計画（第四次）・豊島区図書館基本計画の改定について

報告事項第1号
令和3年第5回定例会
3.5.11 図書館課

1. 計画検討の審議・策定の組織

以下の会議・協議会を設置し、教育委員会・区議会に諮り、パブリックコメントを経て計画を策定する。



2 計画改定スケジュール（案）

月	子ども読書活動推進会議	図書館経営協議会	教育委員会	議会
4月				
5月			定例会(5月11日)	
			委員推薦依頼 策定スケジュール	
6月	第1回 部会		定例会(7月13日)	
	第三次計画の取組み成果 第四次計画策定について ・国、都、他区の計画状況 ・実態調査及び各課課題 ・第四次計画の構成案 ・策定スケジュール	8月委員委嘱予定 (経営協議会には、素案作成とともに 諮る)		
8月	第2回 部会	第1回 図書館経営協議会	定例会(8月10日)	
	計画の骨格について 計画の構成案について 各課施策案について	・第三次計画の取組成果 ・第四次計画策定について も併せて諮る		
11月	第3回 部会	第2回 図書館経営協議会	定例会(11月9日)	第4回定例会
	計画面について			
3月	第4回 部会	第3回 図書館経営協議会	定例会(3月8日)	第1回定例会
	パブリックコメントの結果 計画策定について			

豊島区子ども読書活動推進会議設置要綱

平成30年5月12日
文化商工部長決定

一部改正 令和3年4月1日

(設置)

第1条 子どもの読書に関する法律第9条第2項に基づく豊島区子ども読書活動推進計画を策定するため、豊島区子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども読書活動の施策に関すること。
- (2) 豊島区子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (3) 豊島区子ども読書活動推進計画の進捗状況の把握および取り組みに関すること。
- (4) その他子どもの読書活動に関して、推進会議が必要と認めた事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、会長及び会員をもって構成する。

- 2 会長は、文化商工部長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育部長をもって充てる。
- 4 会員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じて会員を招集し、推進会議を主宰する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるきは、会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 推進会議は、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置、構成等については推進会議で決定する。
- 3 部会は、推進会議が定める事項について調査・検討し、推進会議に報告する。

(庶務)

第6条 推進会議及び部会の庶務は、文化商工部図書館課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び部会の運営に関し必要な

事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月12日から施行する。
- 2 豊島区子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（平成27年4月21日文化商工部長決定）については廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

豊島区子ども読書活動推進会議会員名簿

	職 名
会長	文化商工部部長
副会長	教育委員会事務局教育部長
会員	区民部地域区民ひろば課長
同上	文化商工部学習・スポーツ課長
同上	文化商工部図書館課長
同上	子ども家庭部子ども若者課長
同上	教育委員会事務局教育部放課後対策課長
同上	教育委員会事務局教育部指導課長
同上	区立幼稚園長
同上	区立小学校長
同上	区立中学校長